

亀山市告示第42号

亀山市小規模事業者資金融資制度保証料補給要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業者資金融資制度保証料補給要綱等の一部を改正する告示

(亀山市小規模事業者資金融資制度保証料補給要綱の一部改正)

第1条 亀山市小規模事業者資金融資制度保証料補給要綱（平成17年亀山市告示第221号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。 <u>(失効)</u> 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、当該融資に係る貸付期間内に保証料が支払われた場合における保証料の補給及びその返還については、 <u>なお従前の例による。</u>	附 則  この告示は、平成18年4月1日から施行する。  [項を加える。]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成24年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給及びその返還については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給については、なお従前の例による。</p>

(亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱の一部改正)

第3条 亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱（平成25年亀山市告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この告示は、公表の日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p><u>2</u> この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>

示の失効前に融資機関から貸付資金を  
借り受け、当該融資が実行された後3  
月以内に保証料が支払われた場合にお  
ける保証料の補給及びその返還につい  
ては、なお従前の例による。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。